

【 投 薬 】

489 高リン血症治療薬（慢性腎臓病等）の算定について

《令和7年3月31日》

○ 取扱い

次の傷病名のみに対する高リン血症治療薬^{*}の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性腎臓病
- (2) 急性腎不全
- (3) 慢性腎不全
- (4) 腎障害
- (5) 腎機能低下
- (6) 続発性副甲状腺機能亢進症

※ 炭酸ランタン水和物、クエン酸第二鉄水和物、ビキサロマー、セベラマー塩酸塩、沈降炭酸カルシウム、スクロオキシ水酸化鉄

○ 取扱いを作成した根拠等

高リン血症治療薬である炭酸ランタン水和物（ホスレノール等）、クエン酸第二鉄水和物（リオナ）、ビキサロマー（キックリン）、セベラマー塩酸塩（レナジェル、フォスブロック等）、沈降炭酸カルシウム（カルタン等）、スクロオキシ水酸化鉄（ピートル）の添付文書の効能・効果は、慢性腎臓病患者や慢性腎不全患者等における高リン血症の改善である。

高リン血症は、血液中のリン濃度が異常に上昇した（血清リン濃度が4.5mg/dLを上回った）状態であり、慢性腎臓病が原因となるが、高リン血症治療薬を算定するに当たっては、高リン血症の傷病名又は当該状態が判断できる記載が必要と考える。

以上のことから、上記傷病名のみに対するこれらの高リン血症治療薬の算定は、原則として認められないと判断した。